

令和5年第12回三股町農業委員会総会議事日程

令和5年12月22日（金）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第28号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第29号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第58号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第59号農地法第4条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第60号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第8 議案第61号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第9 議案第62号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第10 議案第63号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

令和5年第12回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第58号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 7 ）

日程第6

議案第59号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第7

議案第60号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 5 ）

日程第8

議案第61号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 3 ）

日程第9

議案第62号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 72 ）

日程第10

議案第63号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 10 ）

令和5年第12回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 12月22日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 12月22日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員	兒玉 道郎
農地利用最適化推進委員	杉野 満
農地利用最適化推進委員	内田 豊和

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和 5 年第 12 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さん、杉野満さん、内田豊和さんが会議に出席し、第 3 ブロック及び第 4 ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 2 番委員の下石昭廣さんと 3 番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 28 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 28 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 11 件 16 筆 23,575 m²、うち田が 11 筆 12,935 m²、畑が 5 筆 10,640 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 3 頁 106 番から 5 頁 116 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第 4、報告第 29 号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 29 号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 1 件 1 筆 966 m²、うち田が 1 筆 966 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 7 頁 19 番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第 5、議案第 58 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 58 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 7 件 10 筆 7,295 m²、うち田が 4 筆 3,201 m²、畑が 6 筆 4,094 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 58 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の 9 頁 26 番から 10 頁 32 番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 26 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 5 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字立野〇〇〇〇番他 1 筆、地目：畑、合計面積：1,348 m²です。こちらは渡人が県外在住のため耕作できないことによる所有権移転となっております。受人は〇〇〇在住で、都城市〇〇〇と〇〇〇〇に所有農地 24 筆 23,392 m²、〇〇〇〇の所有農地 1 筆 797 m²の計 24,189 m²で水稻及らっきょうの栽培をされております。農機具はトラクター、田植え機を所有されており農作業歴は 44 年、労働力につきましては受人の夫との 2 名になります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

それでは、私の方から説明をさせていただきます。

受付番号 26 番は 12 月 20 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認をいたしました。

場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇〇〇在住ですが、申請地の西側が元の家であり東側が受入の実家になります。先程説明がありましたとおり、露地野菜及び水稻を中心に農業経営をされております。機械能力につきましては実家にトラクター、田植え機等を置いてあります。農作業に従事する家族は2名で、この〇〇地区や申請地近くの〇〇〇〇の農地も耕作しております。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 27 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、受入：〇〇〇〇、渡入：〇〇〇〇、申請地：長田字柳野〇〇〇〇番他 1 筆、地目：田、合計面積：1,330 m²です。こちらは渡入の労働力不足による所有権移転となっております。受入は〇〇地区にて所有農地 12 筆 11,060 m²と借入農地 3 筆 2,703 m²の計 13,763 m²で、水稻及び甘藷、大根、白菜等の露地野菜の栽培をされております。農機具はトラクター、田植え機、コンバインを所有されており、農作業歴は 55 年、労働力は受入と妻の 2 名になります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 27 番は 12 月 20 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は〇〇地区在住で水稻を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、農作業に従事する人は 2 名です。機械能力もあり、状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 28 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、受人：〇〇 〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字上山田〇〇〇番、地目：田、面積：1,418 m²です。こちらは渡人の農業廃止による所有権移転となっております。受人は所有農地 2 筆 761 m²と借入農地 2 筆 1,598 m²の計 2,359 m²で水稻の栽培されております。農機具等はトラクター、かんりき、コンバイン等を所有されており、農作業歴は 45 年、労働力は受人と妻の 2 名になります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

これについても私の方から説明をさせていただきます。

受付番号 28 番は 12 月 20 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認、調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇在住で水稻を中心に農業経営をされております。機械能力もあり、農作業に従事する家族は 2 名であります。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 29 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字千町牟田〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：453 m²です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。受人は〇〇地区にて所有農地 3,105 m²で水稻の栽培をされております。農機具はトラクター、田植え機等所有されており、農作業歴は 50 年、労働力は受人 1 名になります。農地法第 3 条第 2 項

各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（杉野 満）

受付番号 29 番は 12 月 19 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は〇〇在住で水稻を中心に農業経営をされております。農作業に従事する家族は 1 名であります。農機具はトラクター、田植え機を所有されており、今回の申請地は今年で 5 年目の作付となっております。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 30 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、受入：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字天神〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：449 m²です。航空写真を見ていただくと、申請農地への進入路は渡人と渡人の兄の共有名義の公衆用道路及び渡人の兄名義の宅地を進入路とした農地となっております。この公衆用道路及び兄名義宅地については、受入の〇〇氏が購入予定です。こちらは渡人の農業廃止による所有権移転となっております。営農計画書が提出されております。受入は現在〇〇〇在住で、定年退職後の計画として露地野菜栽培の計画をされており、収穫した野菜を販売する目的での農地取得となっております。農機具については耕運機、草刈り等を中古購入にて用意する予定です。労働力は申請人と妻の 2 名になります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 30 番と 31 番は関連がありますので一括して説明をしたいと思いますので、31 番の説明も先にお願ひしたいと思います。

事務局

それでは受付番号 30 番と 31 番は関連しておりますので、31 番の説明をさせていただきます。

受付番号 31 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字天神〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：170 m²です。受付番号 30 番と関連した案件になります。先程説明をいたしましたが、航空写真をご覧いただくと農地への進入路が渡人と渡人の弟の共有名義の公衆用道路及び渡人名義の宅地を進入路とした農地になります。この公衆用道路と宅地につきましては先程も申し上げましたが〇〇氏が購入予定になります。こちらは渡人の農業廃止による所有権移転となっております。営農計画書をいただいております。受人は現在〇〇〇在住で、定年後の計画として露地野菜の栽培及び収穫した露地野菜の販売を計画されております。農機具等は先程説明しましたとおり、耕運機、草刈り機を中古購入にて用意される予定です。労働力は受人と妻の 2 名です。こちらも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 30 番、31 番は 12 月 18 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇〇〇在住で、渡人は兄弟で〇〇〇在住であり農業をされておらず、受人は新たに営農をされる計画のようです。隣接地には住宅、倉庫も存在し、これも受人が買収され、この地で生活をされる計画であります。導入予定機械は先程説明がありましたとおり、耕運機、草刈り機です。今回の申請地は長い間耕作されておらず笹竹等もたくさんあり、付近住宅への影響も懸念されることから、笹竹等の抜根等により住環境も改善されることから、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 32 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇 〇
〇、申請地：蓼池字南原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：2,127 m²です。
こちらは受人要望による賃借権設定となっております。受人は〇〇〇〇〇〇にて祖
父の牛舎を活用した和牛繁殖 10 頭経営と牛の削蹄師をされております。所有及び
借入農地は現在なく、経営する和牛繁殖用飼料につきましては、地元農家とイタリ
アンロール等を契約購入しています。営農計画書が提出されています。今回申請農
地につきましては露地野菜の栽培を行い、受人が立ち上げに携わった NP0 法人の関
連福祉施設等に供給する計画であります。また、将来的には出身地である〇〇〇〇
に空き牛舎を活用した和牛繁殖経営を計画されております。農機具はトラクターを
所有されており、農作業歴は 3 年、労働力は受人の妻との 2 名です。農地法第 3 条
第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の
すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がない
ことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（内田豊和）

受付番号 32 番は 12 月 19 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認をいたしました。
場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は〇〇〇在住で和牛繁殖を中心に農業経営をされております。農地は今回初め
ての耕作になりますが、機械能力もあります。農作業に従事する人は 2 名でありま
す。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため賃
借権の設定をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問
題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 58 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につい
て、受付番号 26 番から 32 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 58 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 26 番から 32 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 59 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 59 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 1 件 2 筆 1,880 m²、うち田が 2 筆 1,880 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 59 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の 12 頁 3 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号 3 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、申請人：〇〇〇〇、申請地：餅原字的場〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：1,880 m²です。転用目的は畜舎建築、飼料置場、作業スペースになります。こちらは農用地区域内農地であります。用途変更済みであり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当しますので、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 3 番は 12 月 19 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は隣接する土地において和牛繁殖を営んでおり、規模拡大のため牛舎等を増設するものです。雨水については敷砂利のため地下浸透及び一部集水桝を設置し、北側側溝へ放流するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。なお、当申請地については一度申請が上がっており、補助金の都合により取り下げた案件であります。よろしくお願いします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 59 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 3 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 59 号農地法第 4 条の規定による許可申請の受付番号 3 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 60 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 60 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 5 件 17 筆 15,185 m²、うち田が 9 筆 10,309 m²、畑が 8 筆 4,876 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 60 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 14 頁 50 番から 15 頁 54 番をごらんください。あわせて別冊の航空写真もごらんください。

受付番号 50 番、受付年月日：令和 5 年 11 月 27 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字秋丸〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：723 m²です。こちらは贈与による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅及び家庭菜園になります。こちらの農地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第 2 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 50 番は 12 月 20 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用目的は一般個人住宅と家庭菜園です。受人は現在アパートに住んでいて、家族も増え住居が手狭になり、当初は渡人が所有する宅地に建築する予定でしたが、〇〇〇〇防災センターの建設に伴い宅地を譲渡したため、今回、申請をしました。転用によって近隣農地の日照、通風等に著しい支障はありません。周囲にブロック塀を設置し影響が及ばないようにします。生活排水及び雨水等については浄化槽を設置し北側道路側溝へ放流します。また、放流先下流の田畑の所有者には承諾を得ています。現地確認の結果、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 51 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇株式会社、
渡人：〇〇〇〇他 1 名、申請地：蓼池字中原〇〇〇〇番〇他 2 筆、現況地目：畑、
合計面積：3,968 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場（運送業車
両置場敷地）になります。こちらの農地は工業専用地域です。農地法施行規則第 44
条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 51 番は 12 月 19 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしまし
た。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は隣接する土地で運送業を営んでおり、車両の増大等の計画もあるため申請地
に駐車場の増設をするものです。周囲にはブロック塀を設置し、雨水については敷
砂利のため地下浸透及び勾配により南側側溝へ放流するもので、特に問題なく許可
相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 52 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、受人：〇〇〇〇〇〇他 1 名、渡
人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字下沖〇〇〇〇番〇、現況地目：畑、面積：236 m²で
す。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅になります。こちらの農地
は第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地
に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 52 番は 12 月 18 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は町内で借家生活をされておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭になったことから、小学校、スーパー等のある立地条件の良い申請地に一般個人住宅の建設を計画されたものです。雨水については宅地内に集水桝を設置し、西側道路側溝へ排水され、生活排水等は公共下水道へ接続されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 53 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、受入：〇〇〇〇、渡入：〇〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字上村〇〇〇〇番〇〇他 3 筆、地目：畑、合計面積：672 m²です。こちらは使用貸借による所有権設定で、転用目的はロール置場（追認）になります。こちらの農地は農地法施行規則第 44 条第 2 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 53 番は 12 月 19 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は隣接地において和牛繁殖を営んでおり、申請地の隣に借家の建築をするため母所有の申請地をロール置場として使用するため申請するものです。雨水については地下浸透のため、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 54 番、受付年月日：令和 5 年 12 月 8 日、受人：〇〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇〇〇他 5 名、申請地：宮村字岩切〇〇〇〇番〇他 7 筆、地目：田、合計面積：9,586 m²です。こちらは令和 4 年 11 月に申請を行い、総会にて承認され県の転用許可待ちとなっていました。開発行為の協議がうまくいかず令和 5 年 10 月に取下げをされたものです。今回は申請面積を縮小し再度申請しております。今回の申請も農地の連担があることから、第 1 種農地に区分されますが、不許可の例外規定の既存施設の拡張に該当します。また、開発行為については県と町と打合せをしながら進めているということです。転用目的は前回は駐車場及び加工場、材木置場となっていました。今回の目的は申請地を縮小したため駐車場を除き加工場、材木置場となっております。以上のことにより立地条件、一般基準を満たすため許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員 (馬渡芳文)

受付番号 54 番は 12 月 19 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇〇〇工場の南側になります。受入は現在申請地北側の〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇本社の二箇所を拠点として木材加工業を営んでおります。木材需要の増加により木材加工場、材木置場が不足しており、既存の〇〇〇〇もしくは本社周辺での規模拡大を考えておりましたところ、申請地を譲ってもらうことになり今回の申請に至りました。転用目的につきましては加工場の建設及び材木置場であります。申請地の周辺にはフェンスを設置し、周辺農地には被害がないように利用するというであります。また、雨水については勾配をつけて申請地内北側の新設側溝へ流し、調整池、桝をとおして既存の東側側溝へ流して処理をすることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 60 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 50 番から 54 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 60 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 50 番から 54 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 61 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 61 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 16 頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回 3 名の推薦が上っております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（溝口良信）

今回の候補者 3 名につきましては、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 61 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 61 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定しました。続きまして、日程第 9、議案第 62 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 62 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 8 件 14 筆 16,798 ㎡、うち田が 14 筆 16,798 ㎡でございます。利用権設定につきましては、合計 64 件 156 筆 159,242 ㎡、うち畑が 124 筆 110,707 ㎡、畑が 32 筆 48,535 ㎡でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 18 頁 117 番から 19 頁 124 番まで、利用権設定の各筆明細は総会資料 20 頁 313 番から 32 頁 376 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質

問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 62 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 18 頁 117 番から 19 頁 124 番まで、利用権設定に関する総会資料 20 頁 313 番から 32 頁 376 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 62 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 10、議案 63 号農地中間管理事業の推進に関する法律 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 63 号農地中間管理事業に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。利用権設定につきまして合計 10 件 14 筆 24,688 m²、うち畑が 1 筆 1,689 m²、畑が 13 筆 22,999 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは、中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 35 頁 61 番から 36 頁 70 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 63 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 35 頁 61 番から 36 頁 70 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 63 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。12 月総会において、議決案件等の事項、

字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 12 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 00 分